

令和4年大網白里市議会第1回定例会総務常任委員会会議録

日時 令和4年3月2日（水曜日）午後1時00分開会

場所 本庁舎 3階 第一会議室

出席委員（6名）

黒須俊隆	委員長	土屋忠和	副委員長
上代和利	委員	山下豊昭	委員
蛭田公二郎	委員	小金井勉	委員

出席説明員

税務課長	酒井 総	税務課副課長 兼滞納整理班長	齋藤英樹
税務課主査 兼市民税班長	増村弘貴		
参事（総務課長事務 取扱）	秋本勝則	総務課副課長 兼選挙管理委員会書記長	古内晃浩
総務課主査 兼人事班長	高橋和也		
財政課長	古内 衛	財政課主査 兼財政班長	久保 崇
財政課副主査	加藤岡大祐		

事務局職員出席者

議会事務局長	岡部一男	主査	内山 悟
主任書記	鶴岡甚幸		

議事日程

第1 開会

第2 委員長挨拶

第3 協議事項

(1) 陳情（新規付託案件）の審査

- ・ 陳情第 1 号 入札監視委員会の設置のかわりに、既存の監査委員を活用してもらうための陳情

(2) 付託議案の審査

- ・ 議案第18号 大網白里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 議案第21号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 議案第43号 令和3年度大網白里市一般会計補正予算（第11号）

第4 その他

第5 閉会

◎開会の宣告

○副委員長（土屋忠和副委員長） ただいまから総務常任委員会を開催いたします。

（午後 1時00分）

◎委員長挨拶

○副委員長（土屋忠和副委員長） 最初に、委員長から挨拶をお願いいたします。

○委員長（黒須俊隆委員長） 皆様、ご苦労さまです。

今回、当常任委員会で協議する内容は、陳情1件、議案が3件でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重審査、よろしくお願いいたします。

○副委員長（土屋忠和副委員長） ありがとうございます。

続きまして、協議事項に入らせていただきます。

委員長、進行をお願いいたします。

○委員長（黒須俊隆委員長） 傍聴希望者、事務局、ございますか。

○事務局 ありません。

○委員長（黒須俊隆委員長） ないようですので、次に進みます。

本日の出席委員は6名です。委員会条例第14条の規定による定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

◎陳情第1号 入札監視委員会の設置のかわりに、既存の監査委員を活用してもらうための陳情

○委員長（黒須俊隆委員長） それでは、早速陳情の審査を行います。

陳情第1号 入札監視委員会の設置のかわりに、既存の監査委員を活用してもらうための陳情の審査を行います。

陳情の内容については既にお配りしておりますので、朗読を省略させていただきます。

それでは、委員の方々のご意見をお伺いいたします。

小金井委員。

○小金井 勉委員 この陳情が、私は総務しばらくぶりですけれども、毎回上げておられている陳情でありますけれども、会議録のここらうたつてあります、今後より一層入札の条件

等々を徹底して、各入札参加者に説明をしたりしながら、方法をいろいろ検討していただきながら、現行の監査機関でそのまま続けてもらえればなと思っておりまして、これは12月の土屋委員の発言でございますけれども、この監査機関というのは、土屋委員がおっしゃられているのは、今現状で大網白里市は、監査委員が機関として機能しようではないと思います。

現行では、大網白里市建設工事入札参加資格委員会というものを設けており、その中で入札参加者の資格条件を満たした業者が参画をするという一式にもなっていると思うんですけども、そういったことから、土屋委員のおっしゃった言葉の内容がそのまま、この提出者が出しているわけですけども、土屋委員も今現在おりますので、そこは現行の監査機関そのまま続けてもらえればという中身と、監査委員がどうのこうのではありませんよね。

(「そうです」と呼ぶ者あり)

○**小金井 勉委員** 現行の内容で行ってもらえばいいという、簡単に言えば。そういう流れの趣旨で、発言したと、それでよろしいですよ。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○**小金井 勉委員** それであれば、陳情者の主張を伝えているような入札監視を監査委員にお願いするというものではありませんし、それらの意見について、今までこの陳情に関しましては不採択となっておりますので、今までの中身を重視した中で、私は今まで不採択となっていること、現状どおり本陳情に関しましては、賛成をしかねますね。ちょっと言葉がまとまりませんで、すみませんでした。

○**委員長(黒須俊隆委員長)** ほかにご意見ございますでしょうか。

蛭田委員。

○**蛭田公二郎委員** 私、今、小金井委員が述べたように、今まで新たな入札監視委員会というのを設置しろというふうに陳情し続けてきたんですけども、なかなかそこではまとまらないので、たまたま土屋委員の議事録発言を紹介しながら、現状の中で透明、公平な入札をしていくということを議会として確認させていただければいいとそういうことであれば、特に反対するということにはならないと思いますので、私はこれでいいんじゃないかと思います。

○**委員長(黒須俊隆委員長)** ほかにご意見ございますでしょうか。

山下委員。

○**山下豊昭委員** 私は、今回が初めて総務常任委員会に加えさせていただきました。初めての参加になりますが、今までの経緯を見てまいりました中で、先ほど小金井委員がおっしゃったような内容で、私自身も今までの総務常任委員会の中で、結果をずっと踏襲をしてこられ

ています。その中で本当に問題点として、総務常任委員会として、これはやはり今の現行の在り方を見直すほうが良いというようなご意見があったようには、私としては記憶をしておりませんし、そういった観点からも、今現状のままでやって、今後について推移を検討していくということについても、そうそう大きな問題点ではないように私としては思いますので、これは先ほど小金井委員がおっしゃったような意見で、今後、先については、総務常任委員会で異論が出てきた場合には検討すればいいと思いますが、現状、今日においては、私は今までどおりの推移、結果でよろしいかと思えます。

○委員長（黒須俊隆委員長） 小金井委員。

○小金井 勉委員 付け加えさせていただくのであれば、この現行の入札参加資格委員会ですっきりと入札要件や設計、また予定価格の作成、今はもうほとんどが電子入札となっていると伺っております。これによる、ある程度の適正化は図られておりますので、おっしゃったように現状のままで、特段問題なく、不正があるとか談合であるとかそういった中身は持たれてないと私は認識をしておりますので、そのへんで現状のままの状態でもよろしいんじゃないかと私は思います。

以上です。

○委員長（黒須俊隆委員長） ほかにございますでしょうか。

上代委員。

○上代和利委員 お二方と私も同意見です。よろしく申し上げます。

○委員長（黒須俊隆委員長） ほかにございますでしょうか。

（発言する者なし）

○委員長（黒須俊隆委員長） 意見が出尽くしたようです。

私から一言言わせていただければ、今回、その土屋委員の発言の意図は、陳情者の言っているような意図ではないと。入札監視委員会的な内容を監査委員がやれば良いと言っているのではなくて、現状の入札参加資格委員会がやっているものを決定すればいいなという意図だと思ったんですね、そういうことですね。分かりました。

それはそれとして、議事録を基に陳情者が求めたのは、入札監視委員会的な内容を監査委員会に追加してくれということだから、我々の審査としては、陳情者の意図として入札監視委員会的な内容を監査委員会の中に追加してほしいという、そういう陳情として、皆さんには審査していただくということで、基本的にはよろしいですか。

この間、入札参加資格審査委員会というのが、あくまでも参加資格の内容なんでね。例え

ば一番悪いのは談合みたいな、そういうものを審査したり摘発したり、また調べたり、そういうする機関ではないというのは皆さんご存知の内容だと思う中で、入札参加資格委員会が必要ではないかという陳情者が、数度にわたりずっと続けてきたわけで、それに対してそこまで必要はないだろうと。新たな機関を設けて税金を投入してまでやらないでいいだろうというのが大きな、もっといろいろ意見はあったと思いますけれども、一番大きなことはそうだったと思うんですけれども、今回、既存の監査委員会がもう少しやったらどうかと、そういう陳情だったと思います。

ある程度機能しているのではないかと、小金井委員もおっしゃられたんですけれども、私としては、かなり低額でできるのであれば、ある程度ではなくて、もう全て完璧に入札が適正に行われるほうがいいんじゃないかなと、そういう目指せるものなら目指してほしいというふうには思うんですけれども。

小金井委員。

○**小金井 勉委員** 今までの議論の流れでも、無論談合はできるわけないし、本市の場合は予定価格も提示した中で、じゃ仮に同一価格になれば、県と一緒にようなくじ引になるだろうし、それ以上の不備っていうか、それ以上、じゃ何を怠るのかということもあまり考えられないし、ある程度適切に、さまざまな段階を踏まえて入札が行われていると、私は認識をしております。

以上です。

○**委員長（黒須俊隆委員長）** 蛭田委員。

○**蛭田公二郎委員** ここの現行の監査機関というところが一体どういう意味なのかというところがなかなか明確じゃないんだけど、今、土屋委員がちょくちょく、今日もおられるんだけど、来ておられるのに、土屋委員は、それは監査委員のことではなくて、現行の制度、これは監査委員のことを指しているんじゃないというふうに言っているんだけど、全く現状どおりであれば、これまでこの陳情者が何回もこういう陳情を出すということは考えられないんで、そういう点ではね……。

（「そりゃ言葉を」と呼ぶ者あり）

○**蛭田公二郎委員** 言葉の問題なのね。私は、だからそういうことであれば、監査委員会も含めた現行の制度を活用して入札の透明性とか公平性を保つというふうなことで、おそらく言っていれば、それは必ずしも監査委員というふうに言っているわけじゃないんだけど、監査委員も含めた現行ある機関、制度を使ってやるべきだというふうに私は思っている

んですけれども、それはそれで、私そういう意味で、この陳情には賛成したいと思っていますね。

○委員長（黒須俊隆委員長） 具体的に、より何か明確な、何かその具体例で入札参加資格委員会で例えばできそうなことと、監査委員会でできそうなことというものを、陳情者に挙げてもらおうと、分かりやすい議論も進みやすいなという気は私もするんですけれども、そもそもが監査委員会の入札監視委員会も、入札資格委員会ですか、それも全部違うものですから、果たして兼ねられることがあるのかなのか、あるとしたら、監査委員なのか資格審査のほうで兼ねられるのか、そのあたりの整理は本当はしないといけないのかなという感じはして。だから、一般論としてよりしっかりと入札の監視をしてほしいというのは、全く反対するものではないというかね、具体的に何とかをしろとか、例えば入札監視委員会をつくってくれとか、監査委員会の中に何か監視委員会の業務を入れてくれと言われたときに、具体性っていうですかね。一般論としてより監視なり審査を徹底してくれというのは、全く異論はないわけなんですけれども、どんな業務を入れるのかというのが、この陳情からちょっと見えない中で議論がうまくかみ合わないところがあるんじゃないのかなと、そんなふうに思うんですけれども。

土屋委員。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 私の実名出ていますから、私からの話を。私の気持ちですけれども、前回の私の発言によってですね、陳情者、佐藤和江さんに疑問を持たせてしまったわけで、本当に申し訳ないと思っています。ただ、私は前回、意図として話しているのは、現状のままのかたちで活用していただけないかということで考えておりました。

以上です。

○委員長（黒須俊隆委員長） 大体皆さんの意見は出尽くしたと思いますが。

討論、採決に移ってよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） それでは討論ですが、希望者はございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） それでは、採決に移りたいと思います。

お諮りします。

陳情第1号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（黒須俊隆委員長） 賛成少数。

よって、陳情第1号は不採択と決しました。

以上で、陳情第1号の審査を終わります。

◎議案第18号 大網白里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（黒須俊隆委員長） 続きまして、これより付託議案の審査を行います。

まず、担当課から付託議案についての説明を受け、説明終了後に付託議案の採決を行います。

はじめに、議案第18号 大網白里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

税務課を入室させてください。

（税務課 入室）

○委員長（黒須俊隆委員長） 税務課の皆さん、ご苦労さまです。

ただいまから、当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。

時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問等があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから、速やかにお答えください。

はじめに、課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第18号の説明をお願いいたします。

○酒井 総税務課長 それでは、職員を紹介いたします。

市民税班長の増村でございます。

○増村弘貴税務課主査兼市民税班長 増村です。よろしく申し上げます。

○酒井 総税務課長 副課長兼滞納整理班長の齋藤です。

○齋藤英樹税務課副課長兼滞納整理班長 齋藤です。よろしく申し上げます。

○酒井 総税務課長 税務課長の酒井です。申し上げます。

それでは、議案第18号 大網白里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

説明資料の1ページをご覧ください。

はじめに、1、改正の趣旨でございますが、国民健康保険税率は、平成30年度の国保広域

化以降、千葉県が示す標準保険料率を参考に税率を決定し、納付金を支払う仕組みに変わりました。

本市におきましては、令和2年度及び3年度に標準保険料率が引き上げられましたが、新型コロナウイルス感染症による影響を考慮し、国保財政調整基金を取り崩し、税率の引上げを行わないことで、保険者の負担増を抑えてきたところでございます。

今年度の基金残高は約3億5,000万円となる見込みでございますが、今後も税率を引き上げない場合、来年度に約2億1,000万円取り崩し、来年度末の基金残高は約1億4,000万円となり、令和5年度には基金を全額取り崩しても、なお歳入が不足することが見込まれます。そのため、持続可能な国民健康保険事業の運営に向け、据え置いていた税率と課税限度額の引上げ、並びに地方税法の改正に伴う未就学児の保険者に対する均等割の減額を行うとするものでございます。

なお、現在実施中の新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した方などの税負担を軽減するための減免制度について、令和4年度も継続することを検討しております。

続いて、説明資料の2ページをご覧ください。

2、改正の概要に移らせていただきます。

はじめに、(1)国民健康保険税の税率の引上げでございますが、持続可能な国民健康保険事業の運営を図るため、国民健康保険運営協議会の答申を受け、引上げを行うとするものでございます。

改正案でございますが、医療分が0.92パーセント増の6.92パーセント、均等割が3,200円増の2万2,200円、平等割が1,900円増の2万1,900円でございます。支援分は、所得割が0.1パーセント増の2.6パーセント、均等割が500円増の1万4,500円でございます。介護分は、所得割が1パーセント増の2.9パーセント、均等割が6,100円増の1万9,100円でございます。

なお、近年の税率の改定を申し上げますと、平成25年度に引上げ、平成28、30、31年度に引下げを行っております。

次に、(2)課税限度額の引上げでございますが、地方税法施行令の一部改正が令和2年4月1日に行われ、被保険者間の保険税負担の公平の確保及び中・低所得者層の保険税負担の軽減を図るため、課税限度額は引き上げられましたが、本市は令和2年度及び3年度は据え置いておりました。今回、国民健康保険運営協議会の答申を受け、引上げを行うとするものでございます。

改正案でございますが、医療分は2万円増の63万円、支援分は据置き、介護分は1万円増

の17万円、合計は3万円増の99万円でございます。

影響する世帯数と金額でございますが、令和3年度課税実績で試算いたしますと、医療分は現行、改正後ともに限度額超過世帯数は48世帯、国保加入全世界帯に対する該当世帯の割合であります該当率は0.6パーセント、国保税課税額の増加額は94万円と見込んでおります。

支援分は、据置きのため増減なしでございます。

介護分は、現行の限度額超過世帯数は27世帯、該当率は0.7パーセント、改正後の限度額超過世帯数は26世帯、該当率は0.6パーセント、国保税課税額の増加額は25万円と見込んでおります。

増加額の合計は119万円と見込んでおります。

続いて、説明資料の3ページをご覧ください。

(3) 未就学児の被保険者均等割額の減額でございますが、地方税法の一部改正が行われ、未就学児に係る被保険者均等割額について、その5割を公費により軽減する措置が令和4年4月1日から施行されるため、必要な改正を行うとします。

記載のとおり、均等割が5割軽減され、医療分が1万1,100円、支援分が7,254円となります。

次に、3、施行日等でございますが、令和4年4月1日が施行日、令和4年分の国民健康保険税から適用いたします。

次に、5、この改正による影響でございますが、令和3年度のデータを用いて試算いたしますと、1人当たり保険税額は改正案が9万7,879円、現行が8万6,040円、差額がプラス1万1,839円でございます。

また、参考に広域化前の平成29年度の1人当たりの保険税額を記載しておりますが、改正案は、広域化前よりも低くはなってございます。

続いて、説明資料の4ページをご覧ください。

モデルケース別の試算でございますが、今回件数が多いと思われる年金収入200万円、夫婦2人世帯をケース2に、それから比較的影響の大きい給与収入300万円、所得で202万円の世帯を他のケースにして試算しております。

試算結果でございますが、今回介護分が引き上げられておりますので、40から64歳の方がいるケース、1、3、4の差額が大きくなっております。また、未就学児の均等割減額のあるケース5は、差額が小さくなっております。

それから、最後に、本改正に係る周知でございますが、本案が可決されましたら、市広報、

ホームページのほか、納税通知書にチラシを同封して周知する予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（黒須俊隆委員長） ただいま説明のありました内容について、委員の皆様からご質問等あれば、お願いします。

蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 3ページの（3）の未就学児の被保険者均等割の減額ですけれども、これは言ってみれば人口割みたいな、家族が多ければ多いほど税金が高くなると。これはもう見直すべきだということで、かなり前から全国知事会とか全国市町村会とかで言われていたんですね。今も世帯割についても言われたんですけれども、ここで国がようやく均等割については、未就学児ですね、小学校上がる前のお子さんに限って、医療分も支援分もそれぞれ均等割は半額にしますよというふうになったんですね。

これは大変いいことだと思います。ようやく実現したなど思っているんですけれども、これはこのことによる市の財政的影響、このことによって市の財政が影響するということはないんですかね、その点を伺いたいと思います。

○委員長（黒須俊隆委員長） どうぞ。

○増村弘貴税務課主査兼市民税班長 今回の法律改正による未就学児の均等割の減額につきましては、国4分の1、県4分の1、市4分の1、これは一般会計から繰入れになりますが、そちらの交付税措置のほうで予定されているという形と聞いております。

以上です。

○委員長（黒須俊隆委員長） ほかにございますでしょうか。

どうぞ。

○山下豊昭委員 1ページ目の改正の趣旨のところの、この趣旨については理解はできると思うんですが、一市民としても私自身も、趣旨については理解をせざるを得ないのかなという部分もございます。

ただし、お聞きしたいのは、改正の概要どおりに税率を上げた場合の本市基金残高約3億5,000万円の今後の推移については、どのような推移になっていくんでしょうか。これをちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（黒須俊隆委員長） どうぞ。

○酒井 総税務課長 値上げした場合なんですが、4年度末の基金残高は2億8,000万円程度を想定しております。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい。

○山下豊昭委員 分かりました。

○委員長（黒須俊隆委員長） もうございませんか。

山下委員。

○山下豊昭委員 3ページの改正による影響という5番のところで、改正案Aで9万7,879円、それと現行が8万6,040円となっております。ここの差額が1万1,839円というふうに出ておりますが、このへんの改正案Aについては、これは1人当たりの保険のアベレージというふうな捉え方でよろしいのでしょうか。

○委員長（黒須俊隆委員長） 課長。

○酒井 総務課長 委員おっしゃるとおりで、単純平均でございます。

○委員長（黒須俊隆委員長） 蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 1ページに書いてあるように、県の標準税率が去年、今年2年続けて税率が上がると示されたんですが、これはコロナ禍で市民の皆さん大変だということで、2年続けて基金を取り崩して、そして据え置いたという状況なんですが、本当に今市民の皆さん大変だと思うんですが、感じとして今収納率、八十数パーセントだと思うんですけども、どんな状況なのか。何となく収納率が下がっているとか、そのへんのところはどんな具合でしょうか。

○委員長（黒須俊隆委員長） どうぞ。

○酒井 総務課長 コロナ禍で収納率は大変厳しくなるというふうな、我々も想定していたんですけども、いろいろな支援策等もございまして、実際には横ばいか、若干よくなっている部分もございます。これは年度末、まだなっていないので、現時点での状況というか感触でございます。

以上です。

○委員長（黒須俊隆委員長） 小金井委員。

○小金井 勉委員 最初のこの1ページの中で、令和5年度には基金を全額取り崩してもなお収入が不足すると見込まれると、これが一番懸念するところなんですよね、この流れの中では。今回、値上げの対象者がこれだけいると、何ともないなど。

これだけの中身の中で、これが来年度はいいとしても、今国保というのは働く世代が少なくなり、年金世代が増えていく、悪循環が本市は。本市というか、どこでもこれはそうだと思うんですけども、非常に悪循環な流れの中でね。私も国保の世帯、家は世帯、人数いっ

ばいいんだけども、私1人が国保なんだけども、すごく先行きが懸念されることなんですよ。じゃ、一体どういうふうになっちゃうかなと思いますよね。

じゃ、これ基金を全部取り崩したときにどういうふうになるのか、そこも知りたいし、大網は一般財源から繰入れは絶対しないと、常々国保に関しては言っていますよね。今、収納率も86パーセントと、言っておりましたけれども、収納率も県下では本当に、一時期に比べれば少し上がったかもしれないけれども、私の記憶の中じゃ、86パーセントということはまだまだなんじゃないかなというふうな思いもあります。

今後、この令和5年度はこれうたってあるんだから。今回の値上げで119万円ね、対象額、これだけの値上げで……。

○委員長（黒須俊隆委員長） でも、課税限度額だけだよ。

○小金井 勉委員 だけれどもね、これ全体的でどのくらいの金額をじゃ見込んでいるのか。

これ毎年、来年度も2億1,000万の基金を取り崩すつもりでしょう。ここにうたってあるんだけど、この2億円の残高不足は生じているわけですから、そこを補うのに、これから真剣に考えていかないと、ここはもうここで破綻になっちゃうわけですよ、国保自体が。はっきり言って、令和5年度には。

だからそういうことの見込んだ中で、じゃ3年後、4年後の流れをある程度見据えた中で、私はもう少し、これ高くなるのがすごく懸念しているんですよ。これ変な話、今よく共産党が言っているけれども、課税の少ない人だって、払いきれないわけじゃないですか。

来年度、再来年度も、これ抜本的に地方に、自治体に言うことじゃないんですけれども、これは国の抜本的な改革がない限りは、やはり地方の国保税というのはいくらももたないですよ、正直言いますとね。本当にこれ早く国にやってもらいたいんですけれども、今の流れの中では、じゃ、二、三年後の流れの計画、どう思っているのか、お答えできる範囲で。

○委員長（黒須俊隆委員長） 課長。

○酒井 総務課長 今委員がおっしゃられたこと、将来的な社会保障全体のことを懸念されているご発言というふうにも伺いましたんですけれども、全くおっしゃるとおりでございまして、例えば後期高齢者の自己負担、そういったものの引上げですとか、今後いろいろな引上げが出てくる可能性はあると思います。

今回引き上げさせていただく中で、先ほど改正の趣旨の中で申したケースというのは、全く引上げをしなかった場合に、いわゆる破綻してしまうということの説明をさせていただいたところでもございまして、今回引き上げさせていただければ、先ほど山下委員の質問にもあ

ったように、基金の残高というものもそんなに大きく繰り入れしなくても運営できるということは、今のところ想定しております。

ただ、おっしゃるように、今回も標準保険料率、県のほうの利率が結構上がってございます。2年分ということもあるんですけども、そうした中でちょっと将来的にはそれを予測するというのは難しい。おっしゃられるように、地方のほうから市長会ですとか知事会のほうで国への財政支援、そういったものは申されているというふうに我々も承知していますけれども、そういうことをしていかないと、市町村の国保というのはかなり厳しくなるというふうに思っております。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい。

○小金井 勉委員 本当に先ほども言いましたけれども、抜本的なその社会保障改革をしていかないと駄目でしょうけれども、このままでいきますと、変な話、さっき冒頭で言いましたけれども、働き世代というのは減る一方なんですよ。年金世代が増えていくわけじゃないですか。全部悪循環を繰り返していくわけですから、これ、どんどん値上がって、これ変な話、働き世代にかなり重圧になってきておりますよ。

これをじゃ、働き世代だって、3人ぐらいの家族で年間80万ぐらい払う、そのほかに年金だ、払ってやっぱり市・県民税だってあるんだから、税金だけで100万以上。俺よく聞くのは、働き世代というのはそういうふうな中ですよ。

よく共産党は年金者のことも言うけれども、働き世代というもの、払いたくたって、払えないんじゃないじゃなくて、そのお金を働き世代の方だって、ほかに充当できるのは、やっぱり税金だけで、これだけの大綱はさ、中身を持たれるわけで、やはり働き世代の方にも、国保にしか入るしかないとかは、ひとり親方だとか一人職人とかそういう人は国保しか入るところがないわけですよ。千葉土建とかそういうところもありますけれども。だから、何したって、これを足りないから上げればいいものというものでは、それは確かにはないと思うんですよ。

大綱だけじゃないと思いますけれども、もう少し国や県に対しての要望、補助金。これ、ないかもしれないけれども、そういったものの支援策を本市で要望していることがあるんですかどうか、そこをちょっとお尋ねします。

○委員長（黒須俊隆委員長） 課長。

○酒井 総税務課長 ちょっと私もそのへん承知してないので、市民課のほうで今待機していますので……。

（「暫時休憩して」と呼ぶ者あり）

○酒井 総務課長 じゃ、休憩をすみません。

○委員長（黒須俊隆委員長） 暫時休憩します。

（午後 1時44分）

○委員長（黒須俊隆委員長） 再開します。

（午後 1時45分）

課長。

○酒井 総務課長 直接ですね、本市として要望はしてはいないということなんですが、先ほども申したように、市長会を通じて、そういう支援というのは行っているということでございます。

以上です。

○委員長（黒須俊隆委員長） 小金井委員。

○小金井 勉委員 これからできるのかできないのかはよく分かりませんが、行政として今後はある意味、これはずっと先行きが、多分3年、5年後、見据えた中で、不安材料が残るばかりなので、今後としては、やはり行政としても様々な支援策が、内容があれば、県・国へ要望を出して、その内容に踏まえていただきたいと私は思います。

以上です。

○委員長（黒須俊隆委員長） ほかにございますでしょうか。

土屋委員。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 小金井委員と全く同じことなんですけれども、今回の議会のところで市長からの事務報告の中で、毎年度、国民健康保険の税率を検証し、健全かつ安定的な運営に鋭意努力してまいりますということで、事務報告がありました。その手前で、国民健康保険運営協議会というものが、昨年12月に開催された。

やはり先ほど小金井委員言っていたんですけれども、当然こういう運営協議会があるわけですから、そういうところにもこういうふうなお話を、要望を上げていただければと思います。

以上です。

○委員長（黒須俊隆委員長） ほかにございますでしょうか。

山下委員。

○山下豊昭委員 じゃ、最後にお聞きします。

4 ページのモデルケースの件でございますが、私はこのケースにも当てはまらない年齢のところ属しております、ケース2のところ参考、65歳から74歳に対するモデルケースというのが出ておりますが、それを家の家庭、もう2人暮らしでそれに当てはまらない、それ以上の後期高齢者の部分についての参考資料でも結構なんですけど、どのようになっていくんでしょうか。

○委員長（黒須俊隆委員長） 課長。

○酒井 総務課長 委員おっしゃっているのは、国保の制度ではなくて、後期高齢者のほうの制度で……。

○山下豊昭委員 いえいえ、こちらの部分でモデルケースでケース2の部分で、年齢に当てはまっていないところのそれ以上の年齢のはどのように、施策にもないということで分からないということです。

○委員長（黒須俊隆委員長） 今回75歳以上の引き上げではないというわけですね。
はい。

○酒井 総務課長 今の委員長がおっしゃったとおりで、今回国保の対象者ということで、74歳までの方が対象になります。75歳になりますと後期高齢者ということで、制度が変わっていくんですね。今回、この改正の中では直接の影響は。

（「ないということですね」と呼ぶ者あり）

○酒井 総務課長 はい。

○委員長（黒須俊隆委員長） ほかにございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） じゃ、私から二、三質問します。

医療分所得割0.92パーセントとは、大体幾らを想定しているんですか。

はい。

○酒井 総務課長 すみません、0.92パーセントというのは、例えば収入が幾らぐらいとかというのはございますでしょうか。

○委員長（黒須俊隆委員長） ええ。だから、1人当たりの0.92パーセント引上げが具体的に幾らを想定しているのか。

はい。

○酒井 総務課長 個別に医療分だけで幾らとかという試算は、すみませんが、してございません。収入と世帯によっては、ある程度の細かく試算がございまして、もし例えば2人

で年収幾らぐらいとかというふうなことであれば、ある程度はお答えできるんですが、すみません。

○委員長（黒須俊隆委員長） 総額幾ら上がるというのは、でも出してあるでしょう。

はい。

○酒井 総務課長 その収入で例えば1人の方であれば、幾ら上がるというのは個別に出してありまして……。

○委員長（黒須俊隆委員長） 個別にっていうのはそれぞれ分かるけれども、それでモデルケースの中でこんなものだとあるけれども、それを参考までに単純に従量的にそれを全人数で割ると1人当たり幾らになるかという所得割で、一体幾ら上がっているんだと。

はい。

○酒井 総務課長 すみません。やはりそういう試算をしてございません。

○委員長（黒須俊隆委員長） 全体で幾ら上がるというのは、もうデータとして出ているでしょう。

はい。

○酒井 総務課長 全体としては、1億3,000万円でございます。

○委員長（黒須俊隆委員長） 1.3億。

○酒井 総務課長 はい。

○委員長（黒須俊隆委員長） じゃ、医療分とかだけでは分からないけれども、医療分、支援分、介護分を含めて全体の平均というのは、この1.3億をその人数で割れば出ますよね。

はい。

○酒井 総務課長 単純平均しますと、先ほど申した1万1,839円の増額となります。

○委員長（黒須俊隆委員長） その中には均等割とか平等割とか入っているわけですね。何で私がそれを聞いたのかというと、要は今回も均等割は3,200円上げて、例えば平等割は1,900円上げているけれども、所得割の部分では一体1人当たり幾ら上げているんだと。要はバランスを聞いたかったわけだね。

何で0.92、その所得割で幾ら上げているのかすぐ出てこないのか、全く意味不明なんだけれども、どういうことなんですか。大体所得割でこのくらい上げましょうと、それで均等割でこのくらいにしましょう、平等割、このくらいにしましょうと、何か理由があって上げているんでしょう。そういう……。

どうぞ。

○酒井 総務課長 確かに今まで市単独で改正しているときは、そういう作業をやっておったんですが、県の標準保険料率ということで、そのへんが固まってしまっているということがございまして、そういった作業を行ってないんですけれども、そんなに以前と比べて大きな変動はないというふうな理解はしております。

以上です。

○委員長（黒須俊隆委員長） 県が勝手にやっているから分からないというのでしょうかないと思いますけれども、ちなみに、均等割3,200円上がっていて、未就学児のほうは一方でその均等割半額になっているわけで、それでバランス取っていると言うんだらうと思うけれども、これ未就学児というのは僅かな話であって、子育て世帯でいうと6歳から今度18までなのか、そっちのほうがよく長いわけで、それ1人当たり3,200円上げるとというのが非常に重いものでね。

ただ、地方税法の改正に基づいてそうなっているわけで、市が独自にやるというふうにはなかなかいかないんだらうとは思いますが、そのあたりも何でこんなに均等割だけね。一方、平等割は1,900円で、均等割3,200円ですよ、これ。子どもがいっぱいいるような世帯だったら、すごい重いわけでしょう。これどう考えればいいんですか、この税率の引上げは。子どもを持つサラリーマンとかに罰を与えようと、そういう考え方でいいんですかね。なかなか答えられないと思いますから、結構です。

あと、課税限度額の引上げなんですけれども、その48世帯が該当するというか、超過世帯数だと言っていて、単純にそれが全員2万円引上げになったら96万ですよ、2掛けると。増加額が94万ということは、48世帯のうちほとんどが満額引上げになるということですよ。間にあるのは何世帯なんですか。

はい。

○増村弘貴税務課主査兼市民税班長 間にある世帯数なんですけれども、こちらは全体の課税所得から税額を算出して、限度額を超過されている方を抽出して差引きで出しているところ、また端数の調整をしているところがありますので、世帯数自体は48世帯ということで、比較としては同じ数字となっております。

以上です。

○委員長（黒須俊隆委員長） ちょっと分からないんですけど、それは5,000円上がる人もいれば、1万円上がる人もいれば、2万円上がる人もいると思うんですよ。それを5,000円上がる人も超過世帯数に入っているんでしょう。5,000円上がる人とか1万円上がる人と

か1万5,000円上がる人も入っているんですよね。それとも限度額に達している人が48ということなんですか。

○増村弘貴税務課主査兼市民税班長 委員長おっしゃるとおりです。

○委員長（黒須俊隆委員長） なるほど。じゃ、ここで質問するんですけども、この影響する超過、今までの61万よりも、今度61万3,000円の人とか4,000円の人とかどんどん出てくるわけじゃないですか。それは何世帯でその影響額どのくらいなんですか。

はい。

○増村弘貴税務課主査兼市民税班長 こちらについては、あくまでも超過している方だけしか抽出のほうはできておりませんので、そちらのほうの数字は今現在把握しておりません。

○委員長（黒須俊隆委員長） あともう一つ、48掛ける2だと96なのに、何で94なのか。

はい。

○増村弘貴税務課主査兼市民税班長 冒頭に申しあげました課税全体の金額から国保税を計算してまして、そこから端数調整を差し引いた中で、単純に48掛ける2万円にならないということなんです。

以上です。

○委員長（黒須俊隆委員長） それは分かりました。そういう影響額だとかそういうものとかというのは、全部市としては何も把握してなくて、県が出してきているものしか考えてないんですか、この担当課としては。何もどういう状況に市民になるのかというものを把握しようとは思わないんですか。

課長。

○酒井 総税務課長 当然市民負担等というのは、影響を考えてございまして、そういったことから、このコロナ禍においては据置き措置をして今まで税率を上げなかったということをやってきたというように思うんです。今回、基金残高が不足するというので、やむなく上げるということがございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（黒須俊隆委員長） 最後にちょっと質問なんですけれども、この広域化前と比べると、まだ1人当たりの保険税額は1万円ぐらいで、8,000円ぐらい低い、そんな状態になっているんですけども、このケースによって上がるケースみたいなものというのは想定されているんですか。

はい。

○酒井 総務課長 先ほども申し上げましたけれども、所得ですとか世帯によって、上がる幅というのがかなり幅が広くございますので、先ほど来、小金井委員もおっしゃいましたけれども、年金生活者の方ですとか所得ゼロという方が約4分の1いらっしゃいます。そうした方ですと、例えば1人世帯ですと、今回試算しますと1,500円ぐらいの値上げということでございます。

逆に、多いところだと、やっぱり家族が多くなったり、今回は収入が増えるということで、例えば4人世帯で所得が400万円で、未就学児がいらっしゃらないという方になりますと、10万円ぐらい上がる方もいらっしゃいます。ということで、一概に上がるとか下がるということはちょっと申し訳ないんですが言えないので、個々のケースにおいて違うということでございます。

以上です。

○委員長（黒須俊隆委員長） それで、その個々のケースでこうなるんだというんじゃなくて、広域化前と比べてより負担が重くなるような、そういう世帯はあるのかなのかとそれを聞いているんだけど、それは把握してないということでもいいですか。

はい。

○酒井 総務課長 そういった比較は、先ほど申し上げたように、全体の平均、単純平均で出したものでございます。

○委員長（黒須俊隆委員長） 分かりました。

それでは、皆さん何かほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） ないようですので、税務課の皆さん、ご苦労さまでした。退席していただいて結構です。

（税務課 退室）

○委員長（黒須俊隆委員長） 1時間ぐらいたちましたけれども、5分ぐらい休憩しますか。

（「お願いします、ちょっと」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） じゃ、5分でいいですか、それとも10分にしますか。

（「5分でいいだろう」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） 5分でいいですか。じゃ、5分くらいで皆さんそろったら、また再開ということで。

（午後 2時05分）

○委員長（黒須俊隆委員長） 再開いたします。

（午後 2時11分）

◎議案第21号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（黒須俊隆委員長） 続きまして、議案第21号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務課を入室させてください。

（総務課 入室）

○委員長（黒須俊隆委員長） 総務課の皆さん、ご苦労さまです。

ただいまから、当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。

時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭にお願いします。

なお、説明終了後に、各委員から質問等があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから、速やかにお答えください。

はじめに、課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第21号の説明をお願いいたします。

課長。

○秋本勝則参事（総務課長事務取扱） それでは、総務課でございます。職員の紹介をさせていただきます。

私の隣、副課長の古内でございます。

○古内晃浩総務課副課長兼選挙管理委員会書記長 古内です。よろしく申し上げます。

○秋本勝則参事（総務課長事務取扱） その隣ですけれども、人事班長の高橋でございます。

○高橋和也総務課主査兼人事班長 高橋です。よろしく申し上げます。

○秋本勝則参事（総務課長事務取扱） 私、課長の秋本です。よろしく申し上げます。

それでは、着座にて説明をさせていただきます。

お手元に配付されております議案第21号説明資料をご覧いただきたいと思っております。

今回お願いする議案は、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

改正の趣旨でございますが、国の非常勤職員につきまして、妊娠、出産、育児等と仕事の

両立支援のため、一体的に講じる休暇、休業等に関する措置といたしまして、育児休業及び育児時間に係る取得要件の緩和等がされることになりました。このため、国との均衡を踏まえ、同様の措置を講じるため、条例の一部を改正するものでございます。

条例改正の概要でございますが、大きく2点ございます。

1点目の(1)です。非常勤職員に係る次の育児に係る休業の取得要件のうち、引き続き在職した期間が1年以上との要件を廃止するというところでございますけれども、現在、会計年度任用職員が育児休業または育児部分休業を取得する際には、在職期間が1年以上という制限がございます。今回、この制限を廃止するものでございます。

2つ目として、(2)育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため、任命権者が措置を講ずる内容を規定するものでございまして、アとしまして、本人または配偶者の妊娠、出産等申し出た職員に対する育児休業制度等の周知及び育児休業の取得意向の確認をするという内容でございまして、2つ目のイ、育児休業に関する研修の実施、育児休業に関する相談体制の整備、そして育児休業に係る勤務環境の整備というものを規定するものでございます。

いわゆる育児休業の取得につきまして、ただ制度を改正するだけではなくて、その実行をするための規定を整備するものでございます。

施行日ですけれども、令和4年4月1日でございます。

以上でございます。

○委員長(黒須俊隆委員長) ただいま説明がありました内容について、委員の皆様から質問等があればお願いします。

蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 今ご説明いただいたように、改正は大きく2つあって、まずこの(1)のところからお伺いしたいんですけども、非常勤職員についての育児などについても、在職期間が1年未満であっても、こういった休業が取れるということなんでしょうけれども、その育児休業と育児部分休業なんですけれども、育児部分休業というのは、就学前のお子さんを持っている親御さんが例えば2時間とか時間を区切って休暇が取れると、そういうものなのかどうか確認したいと思います。

○委員長(黒須俊隆委員長) どうぞ。

○高橋和也総務課主査兼人事班長 育児部分休業につきましては、今お話にあったとおり、小学校就学の時期に達するまでの子を養育する職員が正規の勤務時間の始めまた終わりに、1日2時間以内で取得できるものとなります。

以上です。

○委員長（黒須俊隆委員長） 蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 私が言ったとおりでいいと思うんですが。

（２）ですけれども、これもアとイとがあって、アのほうは取得の意向をご本人に確認するというので、イのほうは相談体制ですとか勤務環境を整備するというので、条例制定して、これから検討するのとも分かりませんが、この相談体制だとか勤務環境の整備とかこういったことはどういうふうにご検討されるのか。もし何かあったら、お聞かせいただきたいと思っております。

○委員長（黒須俊隆委員長） どうぞ。

○高橋和也総務課主査兼人事班長 まず、この出産、子育てに関する本市の休暇制度、この考えについてのまずはリーフレットを作成しまして、対象とする職員に対して、各種休暇制度の周知を行っていくことを今現在予定しております。また、相談体制につきましては、やはり人事に管理するというので、総務課人事班のほうで対象職員把握しましたら、制度の案内と併せて、その取得等についての相談を受けるという形で検討しております。

ただし、勤務環境の整備ということになりますと、やはり今育児休業を取得した場合の職員の補充、代替職員の手当等が必要となってくるケースもございますので、そういったものにつきましては、所属する課の状況等踏まえながら、会計年度任用職員の雇用等を含めまして、人事体制の確保というものを検討していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（黒須俊隆委員長） 蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 結構です。よろしくお願いします。

○委員長（黒須俊隆委員長） ほかにございますでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） 会計年度職員1年の中で、雇って1か月で妊娠しちゃったと、そういうこと、ある程度考えられると思うんですね。それに対して、例えば雇うに当たって、そういうことをセクハラ的な何らかの質問をしたりとか、そういうこととかは現状どうなっているんですかね。

はい。

○秋本勝則参事（総務課長事務取扱） 会計年度任用職員につきましては、各課のほうでハローワーク等またはホームページ、広報等で聞いて募集をかけているところがございます、

基本的に期間勤務をしていただくという前提で募集をかけるわけなんですけれども、今おっしゃったように、1か月でもう出産するような想定が、そもそもちょっとあるのかな、そういう人が本当に1年働こうと思って募集に手を挙げてくるのかどうかという、想定が難しいのかなという思いでございます。

○委員長（黒須俊隆委員長） 分かりました。

ほかによろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） それでは、総務課の皆さん、ご苦労さまでした。退席していただいて結構です。

（総務課 退室）

◎議案第43号 令和3年度大網白里市一般会計補正予算

○委員長（黒須俊隆委員長） 続きまして、議案第43号 令和3年度大網白里市一般会計補正予算を議題といたします。

財政課を入室させてください。

（財政課 入室）

○委員長（黒須俊隆委員長） 財政課の皆さん、ご苦労さまです。

ただいまから、当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。

時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭にお願いします。

なお、説明終了後に、各委員から質問等があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めから、速やかにお答えください。

はじめに、課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第43号の説明をお願いいたします。

課長。

○古内 衛財政課長 財政課でございます。本日の出席職員を紹介させていただきます。

まずは、私の左隣が主査で財政班長の久保でございます。

○久保 崇財政課主査兼財政班長 よろしく申し上げます。

○古内 衛財政課長 次に後列ですが、財政班担当の加藤岡でございます。

○加藤岡大祐財政課副主査 よろしく申し上げます。

○古内 衛財政課長 最後に、私、課長の古内でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ます。

以後は、着座にて失礼いたします。

それでは、去る2月24日に開催の全員協議会でお配りした資料、3月補正予算案の概要、こちらに沿ってご説明をさせていただきます。

本案は、歳入歳出予算にそれぞれ1,854万5,000円を追加し、予算総額を178億9,909万9,000円にしようとするものです。

補正の内容ですが、保育士等処遇改善臨時特例交付金事業ということで、新型コロナウイルス感染症に対応しながら子育て支援の最前線で働く保育士等の処遇改善を目的に、民間保育施設を対象として、臨時特例交付金を交付するものとなります。

保育士等の賃金改善に取り組む民間保育施設に対して、賃金の3パーセント程度、月額にして約9,000円の改善等に必要な費用につき交付を行うことといたします。

対象期間は、令和4年2月から9月までの8か月で、交付額については、各施設から提出された賃金改善計画書、これを基に民間保育所等13施設に対し1,707万7,000円、民間学童保育室2施設につき146万8,000円、合わせて1,854万5,000円を予算計上したところです。

この財源は、下段2、その他歳入でお示しの(1)保育士等処遇改善臨時特例交付金、1,854万5,000円とあるとおり、全額国庫を予定しております。

なお、令和4年10月以降の対応については、人件費や運営費に関する給付費及び補助金として、保育所等施設は4分の1、学童保育施設は3分の1をそれぞれ市が負担することとなりますが、この部分は地方交付税措置を予定しているところです。

また、今回は県内市町村の状況を参考に、公立施設における職員の賃金改善は見送ったところであり、今後は他の動向等に併せて対応を検討してまいりたいと考えております。

最後に、当該事業の完了は令和4年度となるため、今回の追加計上額全額を繰越明許費として設定することといたします。

以上が議案第43号、一般会計補正予算(第11号)の概要でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長(黒須俊隆委員長) ただいま説明のありました議案第43号について、委員の皆様から質問等あれば、お願いします。

蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 確認なんですけど、今課長の説明にあったように、今回、民間の保育所等に対する補正予算なんですけれども、公立については、今後、他の自治体の状況なんかを鑑み

て検討するというふうにおっしゃられたと思うんですが、そういうことでよろしいでしょうか。

○委員長（黒須俊隆委員長） 課長。

○古内 衛財政課長 蛭田委員おっしゃるとおりでございます。

なお、現在のところ公立で賃金改善等行ったところは、市レベルですけれども、千葉市、松戸市、柏市の3市と伺っております。

以上です。

○委員長（黒須俊隆委員長） ほかにございますでしょうか。

土屋委員。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 対象期間が令和4年2月から9月ということで、これ令和3年度と令和4年度の年度またぎをする形の交付事業だと思うんですが、最終的には各施設のほうから、どのような形で賃金改善の報告を、書類の形式をもらうのかということをお教えただけませんかでしょうか。

○委員長（黒須俊隆委員長） 久保主査。

○久保 崇財政課主査兼財政班長 今のところの予定ですと、支払いのほうは年度ごとに考えております。

申請の段階で、その賃金の改善計画等を出していただいて、各年度で実績報告していただく段階で、具体的にきちんと賃金の改善を行っているかというのを確認させていただくという予定でございます。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい。

○副委員長（土屋忠和副委員長） どうもありがとうございます。

○委員長（黒須俊隆委員長） ほかにございますでしょうか。

小金井委員。

○小金井 勉委員 ちょっと確認なんですけれども、この間全協の中で蛭田委員が、今回は2月から9月までの7か月間、今回は全額国費で賄われると思うんですけれども、その後の対応はどういうふうな内容に、もう一度確認を。

○委員長（黒須俊隆委員長） 課長。

○古内 衛財政課長 先ほど若干触れさせていただきましたが、今回の対象期間は令和4年2月から9月までの8か月間です。それで令和4年10月以降の対応ですけれども、このへんにつきましては、保育所と施設に関しては4分の1、学童保育施設に関しましては3分の1を、

それぞれ市が負担することとなるんですけれども、この分については、地方交付税措置を今のところ予定しているところです。

以上です。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい。

○小金井 勉委員 この3分の1の保険料の分を地方交付税の中から賄うということですね。

○古内 衛財政課長 そうです、はい。

じゃ、補足させていただきます。

○委員長（黒須俊隆委員長） 久保主査。

○久保 崇財政課主査兼財政班長 一応地方交付税を計算する際に、市が負担する4分の1、3分の1の経費に関して、基準財政需要額に算入されるという制度になっている。なので、地方交付税を計算する際に、市の負担が増える分を加味して、地方交付税が計算されるという仕組みになっております。

ただ、地方交付税のほうは、市が実際負担する額を基に計算するわけではございませんので、実質負担が完全に補填されるとかっていう仕組みではございません。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい。

○小金井 勉委員 じゃ、市の負担額は年間として12か月間でどのくらいになるのかお示してください。

○委員長（黒須俊隆委員長） その前に、10月以降も基本は継続する方針という考えでいいのかかどうか、まず。

はい。

○久保 崇財政課主査兼財政班長 そうですね、こちらのほうは10月以降も確実に賃金の改善を継続するということが条件になりますので、保育所のほうが途中で改善をやめるということとはできない仕組みになっております。

○小金井 勉委員 ここの1,854万5,000円で割る8。4分の1だからな、8をやってそれを12を掛けて、それをまた4分の1で割る、そうじゃないの。

○久保 崇財政課主査兼財政班長 はい。そうです。

○小金井 勉委員 すぐ計算できるでしょう。

○久保 崇財政課主査兼財政班長 はい。

○委員長（黒須俊隆委員長） 久保主査。

○久保 崇財政課主査兼財政班長 10月から3月までの6か月ですが、約1,400万円程度にな

ります。

○小金井 勉委員 じゃ、年間、3,000万。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい。

○小金井 勉委員 令和4年度だけじゃなくて、また令和5年度も続けるということではないの。違うの。だから、年間でどのくらいになるのかということ。

○久保 崇財政課主査兼財政班長 年間ですね、失礼しました。

○委員長（黒須俊隆委員長） 今年度のさらに倍だよ。

はい。

○久保 崇財政課主査兼財政班長 年間で事業費が2,800万円になります。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい。

○小金井 勉委員 これがやはり今度は毎年2,800万という3,000万近い金を一般会計からの処置をしていかなければいけないということになりますよね。これは貴重な財源なんで。何とも言えないところですけども、言葉的には、これ以上言ってはいけない部分もありますので、分かりました。

○委員長（黒須俊隆委員長） どうぞ。

○久保 崇財政課主査兼財政班長 今の事業費2,800万というのは、今回は国のほうが全額負担しているので、その4分の1になりますので。

○小金井 勉委員 割ってないじゃないよ。

○久保 崇財政課主査兼財政班長 あ、そうですね。失礼しました。700万円程度になります、市の負担としては。失礼いたしました。

○委員長（黒須俊隆委員長） 土屋委員。

○副委員長（土屋忠和副委員長） お金の話、大変ですね。

午前中の森議員の保育士等ということで、介護だとか看護師とか、働いている方のことはよく分かったんですが、今15施設の交付する施設があるんですが、この交付する施設に対して、自動的に今回のこの費用が振り込まれるわけではないんじゃないかなと私思っ、これはどうですか、支給されるとすれば、各施設からの申請なのかどうか。

○委員長（黒須俊隆委員長） どうぞ。

○久保 崇財政課主査兼財政班長 そうですね。おっしゃるとおりで、これは各施設からの申請になります。なので、直接職員の方個人にお支払いするものではございません。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい。

○副委員長（土屋忠和副委員長） そうすると、申し訳ないんですけども、この施設の方たちは、15の施設の方たちの周知というか、どういうふうにしておりますか。

○委員長（黒須俊隆委員長） 久保主査。

○久保 崇財政課主査兼財政班長 直接市のほうから周知していることではないんですが、一応この制度上、確実に個人の方の賃金が改善されているという証明を最後、実績報告の際に確認させていただくので、その段階で賃金がきちんと上がってないということであれば、補助金のほうは返還することになりますので、はい。そこのところは、ここで確認をしっかりとさせていただきたいと思います。

○委員長（黒須俊隆委員長） ほかにございますでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） それでは、財政課の皆さん、ご苦労さまでした。退席していただいて結構です。

（財政課 退室）

○岡部一男議会事務局長 委員長、総務課のほうが入室したいということなので、よろしいでしょうか。

○委員長（黒須俊隆委員長） どうぞ。

（総務課 入室）

○秋本勝則参事（総務課長事務取扱） すみません。先ほどの回答の中で誤りがありましたので、ちょっと訂正をさせていただきたいと思います。

○高橋和也総務課主査兼人事班長 蛭田委員からの育児部分休業の取扱いにつきまして、私のほうで先ほど小学校修学の始期までで、1日につき2時間以内ということで回答させていただいたものですが、正式にはこれが正規職員の取扱いが今の小学校の始期までとなっております。非常勤職員につきましては、小学校始期までではなく、3歳までという形にちょっと法律はなっておりますので、この点について訂正をお願いしたいと思います。どうも申し訳ありませんでした。

○秋本勝則参事（総務課長事務取扱） どうもすみませんでした。よろしくお願いたします。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい、ありがとうございました。

（総務課 退室）

○委員長（黒須俊隆委員長） それでは、これより各議案の取りまとめを行います。

はじめに、議案第18号 大網白里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論等ございませんでしょうか。

蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 私、ほとんど小金井委員がおっしゃったことと同感、一部違うところもあるんですが、ほとんど同感なんですけれども、やっぱりもう本当にこの1ページの基金を見ても、大網の国保の基金も国保のスキームも枠組みも、もう行き詰まっているんですよ。しかし、去年も無理して据え置いて、今年も据え置いたんですけども、もう据え置けないと。

そうすると、これからどうなるかという、標準保険税率はこれからおそらく上がっていくと思うんですね。そうすると、国保会計も行き詰まっているけれども、一般市民のほうも、もう介護保険は間違いなく毎年毎年上がっていくと。国保も上がっていくと。となると、もう本当に先ほど話あった千葉県全体の中でも、大網の収納率は決して高いとは言えないと思うんですが、結局払い切れない人が多くなってしまおうと。

そうすると、収納率が悪くなるというようなことで、もう本当に行き詰まっているという中で、どうしたらいいかと、これ簡単にはいかないけれども、先ほど話にもありましたように、やはり全国知事会とか市町村会なんかも再三言っているんですけども、国庫をはじめとした、国庫と都道府県が財政支出、いつときまでは国保会計の45パーセントまでであったんですね。これが今半分の25パーセントぐらいですから、ここを何とかしなくちゃいけないと。

小金井委員が言ったみたいに、では、どれくらい取り組んでいるのと言ったら、全国市長会とかあるいは千葉県の市長会とかでもそういう決議して、ぜひやってほしいと言っているんですけども、実際にどれだけそういう声が国に上がっているのかと。もう行き詰まっちゃって、もうこれ以上につきもさつきもいかないと。国保会計もそうだし、それから保険者ももうそういう状況だということを、本当にここを何とかしないと、45パーセントがだんだん下がって今25パーセントになっているわけですね。ここを打開しないことにはどうにもならないと思うんですよ。

しからば、じゃ、国が変わるまでどうなのかということもあるのかもしれないけれども、しかし、今の状況の中で仕方がないと、引上げについてはね、ということにならないし、厳しい財政状況ではあるけれども、よそでやっているように一般会計から法定外繰入れするか、もう何らかの形で市民負担を抑えるというふうにはしか考えられないと思うんですね。まず思い切って、やっぱり本当に国の財政出動をどう改善させるかというところに力を入れていただくということを前提にして、今回は容認ということにはならないで、私は反対したい

と思います。

以上です。

○委員長（黒須俊隆委員長） ほかにございますでしょうか。

（発言する者なし）

○委員長（黒須俊隆委員長） ないようですので、それでは付託議案に対する審査結果の採決を行います。

議案第18号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（黒須俊隆委員長） 賛成多数。

よって、議案第18号は原案のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第21号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論等ございませんでしょうか。

特にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） ないようですので、それでは、議案第21号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（黒須俊隆委員長） 賛成総員。

よって、議案第21号は原案のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第43号 令和3年度大網白里市一般会計補正予算について、ご意見及び討論等ございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） ないようですので、続きまして、議案第43号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（黒須俊隆委員長） 総員賛成。

よって、議案第43号は原案のとおり可決いたしました。

以上で、当委員会に付託された陳情及び議案の審査を終了いたします。

◎その他

○委員長（黒須俊隆委員長） 次に、その他ですが、何かございますでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） 事務局ございますでしょうか。特にないですか。

○岡部一男議会事務局長 特にないですけれど。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい。ないけれども、何か。

○岡部一男議会事務局長 行政視察をちょっと話し合っというのを、全協の中でお願いしているんですけど、もしそういうお話ができればしていただきたいと思うんです。最終的には6月なんですけれども、6月で全員協議会のときにもお話しさせていただいたんですが、行くのは9月終わりか10月の初め。

○委員長（黒須俊隆委員長） 分かりました。

○岡部一男議会事務局長 この中でお話をさせていただければなど、ちょっと思ったんです。

○委員長（黒須俊隆委員長） じゃ、もう本当に情勢によって意見を変えても全く問題ないので、現時点でのご意見があったら、皆さん発言していただきたいんですが。

蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 なかなかコロナが収束しない中で、考え方ですけども、これからどういうふうになるか、また、新たな波が来るのか来ないのか分からないんですけども、去年はそうした中で、議員としてのどこを節約するかということをやったら、視察に行かないことによって、その節約分を財政の助けになればというふうなことで決めたんですけども、今の段階でそういうことというのは、決めるということはどうなんですかね。

○委員長（黒須俊隆委員長） ちなみに節約だと言ってやめたというのは去年でしたっけ、おとしじゃなくて。

○蛭田公二郎委員 去年、いやいや今年、それ去年の……。

○岡部一男議会事務局長 令和2年度です。

○委員長（黒須俊隆委員長） 2年度。

○岡部一男議会事務局長 3年度は各常任委員会で行かない。総務の方はメンバー変わってまんですけども、総務のほうは、時期とか見て、あと委員から委員長のほうに意見があれば、行くことも可能じゃないかという話は出ました。令和3年度の中ではそういう話は出ていました。

○委員長（黒須俊隆委員長） なるほど。今年度は結果として行かなかったと。

○岡部一男議会事務局長 はい。各常任委員会行かなかったということで。

○委員長（黒須俊隆委員長） 分かりました。

小金井委員。

○小金井 勉委員 だから、そういったことも加味しながらとは、ちょっと言葉違うかもしれませんが、皆さん、1年生議員の方の中でも、今回、一回も議員研修っていうのは参加されてないわけですね。

それがどうのこうのということじゃなくて、コロナ禍、9月あたりをめぐって、その全国レベルから見て、ある程度の収束がしてあるのであれば、私個人の意見ですけれども、近場で、本当に遠くじゃなくて電車とか飛行機じゃなくて、全委員会でそれは予算を節約、そういう軽減にもつながると思うので、全員の3委員会合同での本当に1泊2日でも結構ですけれども、近場。関東圏内の中で、我々が先進事例、今、盛んにSDGsも騒がれている中、総務としては本当にそういったことにしっかりと取り組んでいる自治体がある程度のそのまま事務局へ調べてもらいながら、私どもが調べて提案してもよろしいですし、個人的に調べて提案してもよろしいですし、何しろ近場である程度安価な内容で研修できるのであれば、そういうところを目指していきたいと、個人的には私は思っております。

以上です。

○蛭田公二郎委員 いいかもしれないですね。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 私も賛成です。

○委員長（黒須俊隆委員長） 皆さん、何かそんな雰囲気。

○蛭田公二郎委員 うん、私はこれでいいと思うんです。

○委員長（黒須俊隆委員長） 問題はあれですね、行く先の行政……。

○小金井 勉委員 一番はコロナだから、そのときにどういう状態であるかだけれども、ただ事務局としては、6月議会である程度その内容を示さないと、決めて、次の段取りを手配しないといけないと思うので、取りあえずだから自治体探しとか、あとは旅行のある程度のいろんなバスとか何かの手配とか、何かがあるんだろうから。

取りあえず、コロナ禍、そのときに収まらなければ、それでもう中止できるようなところを、きちんと内容づくりをしていかないといけないと思います。

○委員長（黒須俊隆委員長） ある意味、その行く先の、仮に行政が対応してくれるとしたら、そのシステムができていようなどのほうがよりいいかもしれないですね。慣れているとか、受入れに。

○蛭田公二郎委員 場合によっては、あそこの今のうちのバス。

(「いや、あれは使わない」と呼ぶ者あり)

○蛭田公二郎委員 使わない、ああそう。もう今年も顔なし。

○小金井 勉委員 だから、皆さんの意見を聞きながら、いろいろなやりようがあるんじゃないんですか。また、安価にできるような。合同で行ったほうが、その事務局も費用的にも安価に、助かるだろうから。

多分、今までは委員会ごとにてんでんばらばらで、九州に行ったり沖縄炒ったり。じゃなくてやっぱり。近場で、いっぱい先進事例であると思うんですよ。あと、関東圏内だね。埼玉なんかは随分、あのへんはいろいろ頑張ってるね、自治体やっていますよね。あとは個人的に知らなければ、その事務局に通達させてもらってもいいと思います。まとめるのは、だから委員長が、変な話、それはいつまでにまとめればいい……。

○岡部一男議会事務局長 相手先との交渉があるので、やっぱり6月の常任委員会終わったときにはもう。

○小金井 勉委員 じゃ、これ今回予算も3日間あるので、意見がある人は委員長にお伝えいただけで、それでいいんじゃないんですか。もし、意見がこういうところへ、私は先進でこういうところがあるんだけどもという。

○委員長(黒須俊隆委員長) 時間的にその6月中に決まればいいんでしょう、そのことは。

○岡部一男議会事務局長 6月の常任委員会で行き先とかはもう発表できれば。

○小金井 勉委員 あとは委員長に、個人的な意見があれば委員長に。

○委員長(黒須俊隆委員長) 内容について、皆さん考えがあったら伝えていただいて。取りあえずその総務常任委員会としては、その産建と文教に対して一緒に行きましょうと。それはあくまでも様子を見ながらと。6月までには決めようと。

それで大体よろしいでしょうか。

○岡部一男議会事務局長 はい、ありがとうございます。

○委員長(黒須俊隆委員長) じゃ、副委員長の挨拶を。

◎閉会の宣告

○副委員長(土屋忠和副委員長) では、以上をもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。

皆様、お疲れさまでございました。

(午後 2時50分)